

[肉の博覧会inおおだて]でのLPガス(裸火)の使用に関する請書

(以下「甲」と呼ぶ)と、大館食の祭典協議会(以下「乙」と呼ぶ)は、本日「肉の博覧会inおおだて」会場内でのLPガス(裸火)の使用に関する事項につき、下記の件について確認し決定したのでここに請書を作成する。

記

- 1) 開催期間中は、小型容器使用による事故防止には万全を期すこととし各自、消火器、防災シート、防火パネル(石膏ボード)等を用意し火災事故を未然に防ぐこととする。
- 2) 万が一有事があった際の責任は、小型容器使用者にあることとする。
- 3) 小型容器使用者及び裸火使用者は「液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律」と「高圧ガス保安法」を遵守することとする。
- 4) 開催期間中は、ボンベへのガスの充填はできないことから、各自予備ボンベの対策をとることとする。
- 5) 大館LPガス協議会や消防署の検査において認められない容器や設備が見受けられた場合は改善を促すが、それに従わない場合は出店をお断りすることがあること。
- 6) LPガスを使用する上で、ガス販売事業所と交わすLPガス質量販売に係る販売通知書(兼周知書)及び最初の引渡し時の調査書を、予め実行委員会事務局まで提出すること。提出がない場合は出店をお断りすることがあること。

[肉の博覧会inおおだて]でのガソリンの使用に関する請書

(以下「甲」と呼ぶ)と、大館食の祭典協議会(以下「乙」と呼ぶ)は、本日「肉の博覧会inおおだて」会場内でのガソリンの使用に関する事項につき、下記の件について確認し決定したのでここに請書を作成する。

記

- 1) 開催期間中は、ガソリン使用による事故防止には万全を期すこととし、火気取扱についても各自、消火器、防災シート、防火パネル(石膏ボード)等を用意し火災事故を未然に防ぐこととする。
- 2) 万が一有事があった際の責任はガソリン及び火気使用者にあることとする。
- 3) ガソリン使用者は「消防法」と「危険物の規制に関する規則」を遵守する。
- 4) ガソリン携行缶は、消防法で定められている金属製容器を使用することとする。
- 5) ガソリン携行缶から発電機等への動力機器へのガソリン補充の際は、エア調整ネジを緩め缶内の圧力を調整してから開栓すること。また、発電機等のエンジンを停止し、風向きを考慮し必要があれば火気機器も停止の上、消火器を用意し必ず複数人(危険物取扱者立会いのものが望ましい)で補充することとする。
- 6) ガソリン携行缶の保管は、蓋をしっかりと閉め、発電機等や屋台との距離を保った温度の上昇しない涼しい場所に保管すること。
- 7) 消防署の検査において、認められないガソリン携行缶や火気設備が見受けられた場合は改善を促すが、それに従わない場合は出店をお断りすることがあること。

以上、内容を確認し実行することを証明し、署名押印の上請書を発行する

平成30年 月 日

甲 住 所 .....  
出 店 者 名 .....  
代 表 者 氏 名 ..... ㊟

乙 住 所 大館市上代野字稲荷台1-1 ニプロハチ公ドームパークセンター  
氏 名 大館食の祭典協議会 会長 白川 懸士